

令和6年度 第2回 五泉市国民健康保険運営協議会会議録

開催日		令和 6 年 1 2 月 1 8 日 水曜日		
開催場所		五泉市役所 5 階 第 2 委員会室		
出席者	委 員	会 長	小林 泰訓	
		副会長	魚野 洋樹	
		(第 1 号)	森 智子委員 浅井 隆子委員 齋藤 博子委員 杉山 眞弓委員	
		(第 2 号)	大日方 一夫委員 笹川 真司委員 相田 悟委員	
		(第 3 号)	阿部 周夫委員 山田 正良委員 波塚 静亮委員 小林 泰訓委員 魚野 洋樹委員	
		(第 4 号)	磯野 寧宏委員 荒井 悟委員	
		説 明 員	田邊市長 佐藤副市長 税 務 課 林(学)課長、内川課長補佐、齋藤係長 健康福祉課 林(浩之)課長、松川係長 地域振興課 瀬倉係長 市 民 課 風間課長、塚野課長補佐、高橋係長	
			書記	市 民 課 樋口主事
欠席委員				
(第 1 号) 亀山 公子委員 (第 2 号) 歌川 祐二委員 金子 洋 委員				

付 議 事 件 及 び 審 査 結 果

報 告 第 4 号 五泉市国民健康保険条例の一部改正等について

議 第 1 号 令和7年度五泉市国民健康保険税の税率について

会議録署名委員 齋藤 博子 委員

午後 1 時 1 4 分 開 会

議 事 の 経 過 概 要

——— 主な質疑・意見等 ———

塚野市民課
課長補佐

定刻前ではございますが、本日は、お足元の悪い中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、本日ご欠席されております委員のご報告と委員の交代のお知らせ、及び資料の確認を行います。

初めに、本日ご欠席されております委員は、被保険者代表 亀山公子委員、医師等代表 歌川祐二委員、金子洋委員より欠席のご報告をいただいております。

続きまして、委員の交代についてであります。

被用者保険代表の新井弘幸委員の人事異動に伴いまして、新たに磯野寧宏委員が就任されました。

それでは磯野委員から一言ごあいさつをお願いいたします。

磯野委員

全国健康保険協会、新潟支部から参りました磯野と申します。

10月に着任いたしまして、出身はもともと神奈川県でございます。

前任地は沖縄県、6年ほど勤めていまして、今この景色に驚いているところでございます。まだ新潟来まして2ヶ月ちょっと、あまりまだ気候風土に慣れていない。皆さんが、住民の方がどういった気風なのかっていうところは何となくわかってきたところなんですけれども、今後ともいろいろ教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

塚野市民課
課長補佐

ありがとうございました。

次に、資料の確認をお願いいたします。

本日は、令和6年度第2回五泉市国民健康保険運営協議会議案書、令和6年度第2回五泉市国民健康保険運営協議会参考資料を事前に送付させて頂いております。

もし、ご用意のない方がいらっしゃいましたらお申し付けください。

風間課長

それでは、ただ今から、令和6年度第2回五泉市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

議案書1ページの次第により進めさせていただきます。

はじめに、小林会長よりごあいさつを申し上げます。

小林会長

皆さんお疲れ様でございます。

五泉市国民健康保険運営協議会に皆さんお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

特にこの天候の中であります。皆様、ここに来るときには足元が大変悪かったと思います。

風間課長	天気予報は午後から曇りではありますが、残念ながらまだ雪であります。多分夕方まではこのままだと思いますが、お帰り足元十分お気をつけてお帰りになっていただきたいと思います。 簡単ではありますが、ごあいさつとさせていただきます。 今日はよろしくお願いします。 ありがとうございました。 続きまして、田邊市長よりお願いいたします。
田邊市長	みなさん、こんにちは。 本日は、年末の慌ただしい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 委員の皆さまには、日ごろから国保の運営はもとより、市政全般にわたりましてご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。 また、この度委員にご就任されました磯野委員におかれましては、新潟の冬、五泉の風土を含めましてご理解をいただき、どうぞよろしくお願い申し上げます。 さて、8月の第1回協議会におきまして、令和5年度の決算についてご説明させていただきましたが、収支の差額約8,162万2千円の繰越など、9月定例市議会で決算を認定いただいたところであります。 しかしながら、後ほどご説明を申し上げますが、五泉市の国保財政は、団塊の世代が令和4年度から後期高齢者医療制度に移行していることにより被保険者数が減少し、税収が大きく落ち込んでおります。また、保険給付費におきましては、一人あたりの医療費が年々増加していることから、今後は厳しい状況が続く、財政の安定化を図るため、近い将来必ず基金を取り崩さざるを得ない状況になることが見込まれます。市民の健康づくり、健康を守ることを最優先にし、さらなる国保財政の健全化に努めていかなければならないと思っております。 新潟県は国の方針を受けて、保険料水準の県内統一に取り組んでいることから、これらを注視しながら健全に運営ができるよう努めていく必要があります。 このような中で、国民健康保険特別会計におきましても、国保運営が適正かつ円滑に進められるよう、令和7年度の予算編成作業を進めているところであります。 本日は、その基盤となる令和7年度の税率についてご審議をいただくことになっております。忌憚のないご意見をお聞かせいただけますようお願い申し上げます、あいさつに代えさせていただきます どうぞ今日はよろしくお願い申し上げます。
風間課長	ありがとうございました。 次に3、議事となりますが、ここからの進行は、協議会規則の定めによりまして、会長からお願いいたします。 それでは、小林会長よりお願いいたします。

小林会長	はい、次第の3に移ります。ただいまの出席委員は14名で過半数に達しておりますので、協議会規則第5条の規定により令和6年度 第2回五泉市国民健康保険運営協議会を開会いたします。 次に、次第の3、議事に移ります。 会議録署名委員の指名であります、協議会規則第11条第2項の規定により齋藤博子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 また、本日の会議は、午後3時を目途に終了したいと考えておりますので、議事、運営にご協力くださいますようお願いいたします。 次に、報告第4号 五泉市国民健康保険条例の一部改正等についてであります。 それでは説明をお願いします。
田邊市長	はい、議長。
小林会長	はい、市長。
田邊市長	報告第4号 五泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。 この度の改正は、国民健康保険法の改正により、被保険者証が廃止されるため、被保険者証の返還等に関する罰則規定について改正したものであります。 以上、国民健康保険条例の一部改正について申し上げましたが、詳細につきましては市民課長に説明させます。
風間課長	はい。
小林会長	はい、市民課長。
風間課長	それでは、報告第4号五泉市国民健康保険条例の一部改正等について、ご説明申し上げます。 議案書の3ページをお願いします。「1. 五泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてであります。 令和6年9月定例市議会におきまして、国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証が廃止されるため、被保険者証の返還等に関する罰則規定について改正を行ったものであります。 改正の内容であります、第7条は、引用条文の条ずれを改めるもので、第10条は、被保険者証の返還に関する罰則規定を削除するものであります。 次に、「2. 令和6年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」についてであります。 令和6年9月定例市議会におきまして、予算の補正を行ったものであります。 主な内容を記載してございますが、歳入は、市町村の保険給付に要し

	た費用に対し交付される保険給付費等交付金（普通交付金）で、県からの通知額になりますが、仮算定となっていたものが本算定となったことによる6億6,855万6千円の追加と、令和5年度の繰越金が確定したことによる繰越金8,162万1千円の追加が主なものであります。 歳出につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、県からの本算定通知額による保険給付費6億6,855万6千円の追加と、財政調整基金積立金1億1,532万4千円の追加が主なものであります。 以上、五泉市国民健康保険条例の一部改正等につきまして、ご報告いたします。
小林会長	はい、それでは質疑に入ります。 ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。
波塚委員	はい、会長。
小林会長	はい、波塚委員。
波塚委員	参考までにお聞きます。健康増進事業の（1）から（4）というのはどういう中身かちょっと教えていただけますか。条例中の。
小林会長	はい、休憩いたします。
	再開します。はい、市民課長。
風間課長	はい。申し訳ありませんでした。
	保険事業第7条の（1）は健康教育、（2）は健康相談、（3）は健康診査、（4）はその他被保険者の健康保持増進のために必要な事業となっております。
波塚委員	はい、わかりました。
小林会長	はい、他にありませんか。 ないようでありますので、報告第4号を終了いたします。 次に、議第1号 令和7年度五泉市国民健康保険税の税率についてであります。 それでは説明をお願いします。
田邊市長	はい、議長。
小林会長	はい、市長。

田邊市長	それでは議第1号令和7年度五泉市国民健康保険税の税率について、ご説明申し上げます。 この度、令和7年度の国民健康保険特別会計の収支見込みについて、令和6年度と同様の税率及び額により試算した結果、収支の均衡を図ることができる見込みとなりました。 このことから、令和7年度は税率を据え置いたうえで、事業運営を行ってまいりたいというものであります。 それでは、諮問事項を読み上げさせていただきます。 ～諮問書を読み上げ、会長へ渡す。～
塚野市民課課長補佐	ここで市長・副市長が所用のため退席いたします。皆様のお手元には、今ほどの諮問書の写しをお配りいたしますので、お目通していただければと思います。
小林会長	今ほど五泉市長から協議会宛に諮問を受けましたので、当協議会といしましては、慎重な審議を行い、答申案をまとめたと思います。本日のうちに皆様のお考えを一度確認させていただき、答申案を作成できるよう準備を進めたいと思います。 審議を行うにあたり、事務局より説明をお願いします。
風間課長	はい。
小林会長	はい、市民課長。
風間課長	それでは、議第1号令和7年度五泉市国民健康保険税の税率について、ご説明申し上げます。 議案書の6ページをお願いいたします。 令和7年度につきましては、今ほど市長から説明がありましたとおり、税率を据え置くというものであります。 令和7年度も、団塊の世代の方の後期高齢者医療制度への移行などにより被保険者数が減少することが見込まれます。医療費につきましては、一人当たりの医療費が増加傾向にあります。 これらの状況と、これまでの推移や今現在の情報等を勘案いたしまして歳入歳出を試算した結果、令和7年度につきまして、収支の均衡が図れると見込んだものであります。 ここで恐れ入りますが、若干お時間をいただきまして、参考資料をご覧くださいと思います。 1ページにつきましては、平成18年度の合併後に国保税率を定めた時点からの改定状況であります。税率につきましては、平成25年度より据置いております。2ページにつきましては、令和5年度決算額と、令和6年度から令和9年度まで、合わせて4年間の収支の見込みを記載してございます。3ページにつきましては、それぞれの年度の、それぞれの項目で大きな動きのあるものなどを記載してございます。4ページにつきましては、決算収支・基金の推移と今後の見込みをグラフで示してお

ります。

その中から主なものをご説明させていただきます。

まず、3ページの一番上の歳入網掛けの部分でございます。こちらにつきましては、世帯数と被保険者数について年度末の見込みの推移を記載したものであります。先ほど申し上げましたが、団塊の世代の方が後期高齢者医療制度に移行する影響などで、令和7年度につきましては、被保険者数で前年度に比べ579人の減少を見込んでいます。令和8年度では260人、令和9年度では251人ということで、被保険者数は減少すると見込んでおります。それに伴いまして、その下の国民健康保険税につきましては、例年の試算方法によりまして1人当たり課税所得額を見込み、その傾向が続くという前提で試算を行っております。令和7年度につきましては、令和6年度に比べ約9,800万円の減収と見込んでおります。令和8年度には、国の試算で、加入者1人当たり平均月額250円の子ども子育て支援金制度が創設されるため、250円×12カ月の1人3,000円を計上しておりますが、県への納付金は同額を納付することとして歳出に計上しております。この制度につきましては、被保険者等への賦課・徴収方法、低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援を定めるとしておりますが、具体的な数値等はまだ示されてなく、国や県からの情報を注視し、令和7年度中には減税も含めた保険税率改定の検討が必要と考えております。

続きまして、2ページ歳入の上から8行目、分担金及び負担金であります。特定健康診査における個人負担金につきましては、6年度に引き続き40歳から74歳の方は1人1,300円の健診料金を無料にして受診率向上を図っていきたいと考えております。

歳入の表の下から4行目、基金積立金繰入金であります。令和7年度に5,734万7千円と記載しておりますが、令和7年度は、基金を繰り入れることで収支の均衡が図れると試算しております。

続きまして歳出をご説明いたします。

2ページ歳出の表上から3行目、保険給付費になります。保険給付につきましては、市町村で行うものの、都道府県が給付に必要な費用を全額市町村に交付することとなっておりますので、療養諸費に関しては、普通交付金として県より交付されるものであります。

続きまして、歳出の表の下から5行目、国民健康保険事業費納付金であります。こちらは、県が県内全体の国民健康保険の医療費を推計しまして、それに基づき各市町村に負担金として納付を求めるものであります。令和7年度につきましては、県から確定通知がまだきておりませんので、令和6年度をもとに積算した数値に、歳入でもご説明いたしましたが、令和8年度以降は子ども子育て支援金分の納付を計上しております。納付金は、県の推計によるもので、令和6年度は一人当たり納付金が前年度に比べ増額となる見込みでありましたが、県が保有している財政安定化基金や過年度剰余金等の活用で伸び率が抑えられました。県の納付金調整は、財政面で大きな影響がありますので、情報を注視してまいりたいと思っております。

続きまして、基金積立金でございます。基金積立金につきましては、令和7年度は基金繰り入れを見込んでおりますので、積み立ては基金の

	利息を見込んでいますのであります。 4 ページをご覧ください。こちらは決算収支・基金の推移と今後の見込みをグラフで表しております。黒い棒グラフが基金積立、白い棒グラフが基金取り崩しとなります。近年はコロナによる受診控えや、国からの財政支援などで基金積み立てが可能でしたが、今後は、最初に申し上げたとおり、被保険者数の減少などで基金の繰り入れが必要と見込んでおります。また折れ線グラフで示したとおり、単年度収支が減少し、基金残高も減少する見込みであります。令和9年度末の基金保有額は、6億4,400万円になると試算しております。 今後の収支の見込みについて、お話させていただきました。当面は基金を繰り入れし、収支の均衡が図れる見込みでありますので、令和7年度の保険税率等につきましては、据え置きとし、健全な国保運営を行ってまいりたいというものであります。 以上、令和7年度五泉市国民健康保険税の税率について、ご説明いたしました。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
小林会長	はい、それでは質疑に入ります。 ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。
波塚委員	はい。
小林会長	波塚委員。
波塚委員	単年度収支で5年度6年度黒字で経過してるというふうに思うんですが、予算との関係ではですね、私もちょっと詳しく資料を調べてこなかったんですけども、かなり剰余が出てるというふうに私は思うんですけどもその辺はどういう評価されてますか。
小林会長	はい、暫時休憩します。 再開します。市民課長。
風間課長	1人当たりの療養費につきましては、年々やっぱり増えてる状況になりますので、予算としてはそれだけかかるというふうに見込んでおるんですが、基金が積むことができた一番大きな要因ってのは、県が財政調整をしてるっていうところなんですね。令和2年とか3年の頃のコロナの関係で、受診控えなんかもありまして、県の方で剰余金を積み立てた基金があったりして、令和6年度でいくと、過年度剰余金を県全体では9億投入して調整とか、介護納付金については財政安定化基金を5億投入して調整ということで、本来医療費が増えているところであれば、納付金も増えていかなきゃいけないんですけども、大幅な増加にならないように県が調整しているということで、結果的に納める納付金が少なく

	て済んだってところが、基金を積むことができた大きな要因だと思ってます。 ただ、この県の財政調整は今後の県の基金の財源からいくと、なかなか難しいということで、平成 30 年に制度改正されて、この 5・6 年は、財政調整をしてきましたが、今後は難しいということで、県の方からも話は聞いてますが、具体的にどれぐらい財政調整ができるかというのは、直前といいますか、この先の見通しは全くわからない状況になってます。
小林会長	はい、波塚委員どうぞ。
波塚委員	あまりこれ以上、やめますけども、信憑性の問題はね、やっぱり非常に重要な問題だというふうに思うんで、絵に書いた餅にならないようにですね、ぜひしていただきたいなというふうに思いますし、やっぱり今これだけ市民の生活厳しくなっている、特に高齢者が多いわけじゃないですか、被保険者はですね。 そういう中でですね、やはり少しでも、安い保険料で提供したいというのがやっぱり義務だと思いますので、その辺はいろいろ財政安定化するために、工夫されてる部分もあるでしょうけど、やっぱり予算との関係でどうなのかっていうのを問われるわけですよ。 余ったからよかったねと、単純には言えないわけですので、だから全体の要するに計画が本当に大丈夫なのっていうふうに、私は思うんですよ、それはね。 この辺にしておきますけども、あとは財政基金の問題で言うとね、金額はかなり多くてね、これから取崩していくんでなかなか厳しいというふうに言われてますけども、やっぱり一般市民の加入者からすればね、少しでも安い保険料でぜひ運営していただきたいという要望をお伝えして終わります。
小林会長	はい、他にありませんか。
波塚委員	はい、もう一点すみません。
小林会長	はい、波塚委員。
波塚委員	先ほどこっちとお聞きしたですね、特定健診とかね、要するに、被保険者の健康保持推進のために掲げる事業というふうなことで、いろいろ挙げていただきました。 その中の一番大きなのは特定健診の受診だと思うんですが、それを無料化するのはね、非常に重要なことだというふうに思います。 ただ実際にね、受診率が上がるのか上がらないのかっていうのが問われることでもありますので、その辺の見通しについてちょっとお聞きします。
小林会長	はい、休憩します。 再開します。はい、市民課長。

風間課長	今現在、こちらの方で把握してるのは、集団と個別の受診の割合なんですけども、昨年に比べて割合は増えている状況となっております。
波塚委員	数値でわかりますか。
風間課長	対象者に対する受診者の割合ですが、令和5年度で27.66、令和6年度で28.80ということで、率としては上がってるというふうに思っております。
波塚委員	はい。
小林会長	はい、波塚委員。
波塚委員	途中の数値だと思いますので、最終的に令和6年度の目標値が46%というふうにお聞きしてますので、その達成問題については、どのような見通しを持っておられますか。 本会議でも質問させていただきましたけど。
風間課長	はい。
小林会長	はい、市民課長。
風間課長	なかなか今現在の見通しは、正直難しいとは思いますが、引き続き取り組んでいきたいと思っております。
波塚委員	はい、わかりました。 はい、もう一回。
小林会長	はい、波塚委員。
波塚委員	なかなかね、県単位化ということで、料率を変えるっていうね、私は本来は、五泉市の保険税として、要するに保険料率を下げるとかね、そういうことも含めて求めたいと思っております。 ただ県単位化の中で、なかなかそういう流れが難しいということであればね、出た剰余についてですね、例えば健康増進事業に何かプラスしていくとかっていうことも含めてですね、単年度の事業でも構いませんけども、そういうことも含めてですね、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。 そういうところもあるんですよ。能勢町という兵庫県下だと思えますけども、健康増進支援金という名目で、1人当たり1万円とかね、1万5,000円とかっていう支給をしてるところもあります。 あーそれは大阪でしたね。大阪はかなり強力に統一化を進めるっていうんで、市町村レベルでなかなか料率を変えるってことがね、できないということで、苦肉の策でそういう支援金を創設して、加入者に還元しているという制度もあります。 そういうことも含めてですね、一番大きいのは、やっぱり今後の見通

	しの中で、あんまりその数値がね、これ私ずっと感じてるのは、先ほどの繰り返しになりますけども、やはり剰余が出てる、本来それは料率でね、僕はやっぱり返していくべきだというふうに思ってますので、ぜひそういう検討も含めてお願いしたいというふうに思います。 以上でございます。
小林会長	はい。 剰余金をそういうふうに振り向けるっていうのはいい考えだと思うんですけど、多分、今年の予算でね、健康福祉課の担当課の方でも何か一生懸命やられてるはずなんで、推移を見守ったらいかがでしょうかね。
阿部委員	はい、他にありませんか。
小林会長	はい。
阿部委員	はい、阿部委員。 波塚さんと関連するんですけども、基本的な五泉市の考え方ですね、基金に対する考え方、一般的に保険給付費の5%を基金とする、それが一般的な自治体の方向性です。例えば新潟市ですと、保険給付費で520億、基金が27億円です。それに対して、五泉市の保険給付費が38億に対して、これおそらくもう9億行くと思うんですよ、このままでいくと。 そういった場合、保険給付費の20%以上が基金になると、このグラフを見て皆さんおわかりだと思うんですけども、もうポーンと増えてるんですよ。だから先ほど波塚さんが言ったように、私は取りすぎじゃないかと。 それで、例えば10年スパンで考えて、この10年間保険税がこのままのベースですよ、国県の制度も変わる場合もあるんで、10年間は今の保険税でいくためにこの基金が必要なんだという、基金として積み立てているという目的が我々わからないんですよ。 だから本当に9億基金必要なのか、本会議でも質問しました。 令和3年で3億円、今の財政課長は3億あればまあ大丈夫だったと。 ということで、今なぜ9億、これはもうなってしまったんでこれをなぜなったということは問いませんけども、今後の基金の考え方として、五泉市は、一般的な自治体が新潟市も含めて、保険給付費の5%を基金としていく方向性でいくのか、それとは別に、他の自治体とは別に、五泉市は、給付費の10%とか20%を基金の目安として、保険税を算出していくのか、そういうのを私は聞きたいんですけども。
市民課長	はい。
小林会長	はい、市民課長。
風間課長	具体的な基金の目安というものは、現在まだ定めておりません。 ここ数年、先ほども申し上げましたが、基金が増えていったっていうのはやっぱり県の財政調整が大きかったと思っております。

	ただ、その財政調整が今後難しいって話になってくると、一人当たりの医療費も増えていることから、納付金も増えていくことが見込まれます。 ただ、金額的なものはどうだっていうのはなかなか今ちょっと推計的には出していないのが実情であります。
阿部委員	会長。
小林会長	はい、阿部委員。
阿部委員	今私も国保加入しております。60 歳になって 75 歳後期高齢に移行するまで 15 年間、その間値下げないし、今のベースでいければ、我々の世代はいいんですけども、今 70 歳超えた方々が、必要以上の負担を私は受けてると思うんですよ。例えば、基金ですね、この令和 3 年から今現在で 5 億以上基金があって、結局それは保険税を私は取りすぎていたというか、結果的にそういうふうな結果であれば、だんだんその基金を切り崩して保険税を一定期間下げて、ある程度、他の自治体のような保険給付費の 5 %を目安にしていくなという方向性でいけば私も理解できるんですけども、先ほどの波塚さんと同じで、令和 7 年、基金また増えました、今度 9 億 10 億になる。保険税収入よりもはるかに超える基金ってのは、逆にそれは私は健全でないと思います。ここに元市の職員の方もいらっしゃるかと思いますが。前は一般会計から繰り入れしたりする、それは決していいかどうかってのはそれはあれですけども、そういった中でもう 1 回ですね、基金の積み立てについて、しっかり市の方向を示して保険税を賦課しないとですね、市はお金たまりましたって、それみんな税金なんで、それをしっかり私は説明していく責任があると思うんですけども。 それ課長で答弁しづらいと思うので、市長が答弁すべきなんだろうけども、今後の基金のあり方、どのように考えているか再度お聞きしたいと思います。
風間課長	はい。
小林会長	はい、市民課長。
風間課長	はい。 現在の基金の額から言えば、かなり増えてるってことは事実でありますので、今後十分に検討していきたいと思っております。
小林会長	はい、よろしいですか。
阿部委員	はい。
小林会長	はい、他にありませんか。
山田委員	はい。

小林会長	はい、山田委員。
山田委員	確認です。 当初、市長の方から、収支均衡が図れる見込みであるので、額、並びに税率については据え置くという説明がございました。 今、事務局の方から資料をいただきながら、収支均衡を図るために、基金の取り崩しがあるんだということでご説明がありましたけれども、間違いありませんか。
風間課長	はい。
小林会長	はい、市民課長。
風間課長	はい、その通りであります。
山田委員	はい。
小林会長	はい、山田委員。
山田委員	はい。 また説明の中で、今後一人当たりの医療費の増が見込まれる。また、薬価についても、また今後上がっていく、現在上がりつつあるという状況もございます。 また、負担金の上限額の増額っていう話も聞こえてきたようにも思いますけれども、説明にはありませんでしたが、そういった状況の中で、現在制度として、低所得者の方に対して、その負担、減免、またその他の配慮がされてるわけですけど、これまでの推移とこれからの見込み、どのように見込んで、今回組み立てているのか、収支を計算されてるのか、教えてください。
小林会長	はい、休憩します。 はい、再開します。
風間課長	はい。
小林会長	はい、市民課長。
風間課長	失礼しました。保険税につきましては、現在、令和6年度の試算方法によりまして一人当たり課税所得額を見込んで、その傾向が続くという前提で推計しているところです。給付費につきましては、過去3年の伸び率を見込みまして、令和6年度のところから推計して試算しているところであります。
山田委員	はい、会長。

小林会長	はい、山田委員。
山田委員	はい。上がるとか下がるとか、そういう今後の傾向がちょっと知りたいなと思って、いやわからなければわからないで結構です。 今年の分、また前の令和5年度分の割合で、7年8年見込んでるよと、ということなんだろうかな、という事で理解いたしました。 保険税の上限額の引き上げっていうのは、何かそういった情報も来てるんですけども、そういったのご承知ですか。
風間課長	はい。
小林会長	はい、市民課長。
風間課長	情報は聞いております。 3万円ほど限度額が上がると承知しております。
山田委員	会長。
小林会長	はい、山田委員。
山田委員	はい。 そういった状況も今検討されている。私、お願いしたいのは、これまで同様に、低所得者の方の減免等の制度について、しっかりと維持をしていただきたいということでございます。 はい、維持をしていただきたいということを要望させていただきたいと思います。 大事な皆保険制度ですので、これを維持していかなければならないというのは、皆さん同じ思いだと思いますので。 あと、先ほど阿部委員からもお話ありましたけれども、基金のありようについてどのようなあり方がいいのか悪いのか、ちょっと研究もしていただければなどということをお願いして質問を終わります。 ありがとうございます。
小林会長	はい、他にありませんでしょうか。
磯野委員	はい。
小林会長	はい、磯野委員。
磯野委員	参考資料の2ページ、令和8年度の上から3行で、一般被保険者分の以前の課税分がわずかに上昇しているんですけども、これは何か要因が考えられるということでしょうか。
風間課長	はい。
小林会長	はい、市民課長。

風間課長	子ども・子育て支援納付金の制度が始まります。 まだ具体的には数値の割合と数値は示されておりませんが、新聞報道でありますように、国民健康保険加入者であると月 250 円という報道がありますので、かける 12 ヶ月分、1 人 3,000 円分をここに計上しております。それと同額を納付金として歳出にも計上しているという状況になります。
磯野委員	はい、分かりました
小林会長	はい、他にありませんか。
	はい。 ないようでありますので、議第 1 号に対する質疑を終了いたします。 議第 1 号について原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員	なし。
小林会長	はい。 ご異議がありませんので、原案の通り、市長へ答申させていただきます。 なお、答申書の内容につきましては、私に一任させていただきたいと考えておりますがご了承いただけますでしょうか。
委員	はい。
小林会長	はい、ありがとうございます。 次に最後、その他であります。 その他であります但事務局何かありますでしょうか。
塚野市民課 課長補佐	はい。
小林会長	はい、どうぞ。
塚野市民課 課長補佐	それではその他といたしまして、次回の国保運営協議会についてお知らせいたします。 次回、第 3 回の国民健康保険運営協議会では、令和 6 年度の国保特別会計予算と、令和 7 年度の予算案をご報告させていただく予定であります。 開催の日には、来年の 2 月 6 日の木曜日を予定しております。 後日改めてご案内いたしますので、ご出席のほどよろしく願いいたします。 事務局からは以上です。

小林会長	はい。 それでは、以上で本日の協議会を終了いたします。 大変お疲れ様でございました。
------	---

◎付帯議決等・・・・・・・・なし

午後 2 時 00分

閉 会

五泉市国民健康保険運営協議会

(署 名)

会 長

小林泰訓

署名委員

藤 博子

1824